

# 鳥取縣公報

昭和十五年五月三日  
第千百廿七號

金曜日

本書ノ大キサ國定規格A5判

## 告示

◇鳥取縣告示第二百九十九號

天津村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ

昭和十五年五月三日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

植田欣二	佐伯文次郎	龜尾房次
龜尾義雄	野口秀次郎	泰傳市
畑田義治	小森猶義	大塚義隆
仲田隆重	渡邊貞治	渡邊鶴雄

◇鳥取縣告示第三百號

大國町負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ

鳥取縣公報 每週日發行 (休日ニ當ル) 昭和十五年五月三日 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

昭和十五年五月三日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

前田善一	瀬崎信一郎	頼田明義
竹本熊太郎	後藤貞四郎	陶山馬太郎
作藤金市	前田弘	前谷繁次
藤谷益太郎	前田樽二	吉畑正晴
櫃田彌太郎	吉持房太郎	加納福治

鳥取縣告示第三百一號

東長山村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ

昭和十五年五月三日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

生田益市	山脇森信	乾廣善
遠藤修一郎	後藤壽雄	生田正房
保田新一	板角藏	藤田敬恭
岡本精胤		

鳥取縣告示第三百二號

大和村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ

昭和十五年五月三日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

進惠次	井川甚太郎	松原米次郎
橋本忠雄	松井久雄	松原政男
松井平藏	西田榮一	林原政藏
遠田幸太郎	山田善一	米山熊太郎
村側進	上村平一	村上忠治
林原準	山本茂甫	赤木作治郎

鳥取縣告示第三百三號

矢送村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ

昭和十五年五月三日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

安藤幸吉	美般宗壽	山本春太郎
鷺見萬藏	芦村恒美	杉山長吉

00053

鳥取縣告示第三百四號

大誠村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ

昭和十五年五月三日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

- |      |      |      |
|------|------|------|
| 德永實治 | 福光吉藏 | 健代市次 |
| 有山勇吉 | 山本久雄 | 川本信義 |
| 山崎善藏 | 宮川博人 | 中村喜一 |
| 田中愛藏 | 田中博人 | 中村喜一 |
| 南場義輝 | 油本健吉 | 龜山峯藏 |

鳥取縣告示第三百五號

西鄉村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ

昭和十五年五月三日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

- |      |      |      |
|------|------|------|
| 柴田長逸 | 山本周章 | 瀧島延藏 |
|------|------|------|

00054

鳥取縣告示第三百六號

灘手村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ

昭和十五年五月三日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

- |       |        |      |
|-------|--------|------|
| 塚根長壽  | 山本久米治郎 | 田中善吉 |
| 福光佐一  | 樋口増藏   | 筱津財一 |
| 伊藤秀藏  | 松井正雄   | 吉田泰一 |
| 井上勇太郎 | 井上安太郎  | 長柄敏謙 |
| 吉益良藏  | 宮川彌藏   | 美田源一 |

鳥取縣告示第三百七號

山守村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ

昭和十五年五月三日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

- |       |      |      |
|-------|------|------|
| 竹ノ内茂山 | 山下源藏 | 宮本金市 |
| 小椋源市  | 茅原延好 | 増田定義 |

鳥取縣告示第三百八號  
瑞穂村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ  
昭和十五年五月三日

西田新一	崎上長一	小椋義治
桐谷彌太郎	中原政太郎	片山甚平
小田原達治	山本則雄	矢木元次郎
木本勝次		

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣告示第三百九號  
寶木村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ  
昭和十五年五月三日

富川文次郎	安岡龜藏	居川鹿藏
木村義人	吉田治雄	寺嶋莊次郎
山本牧太郎	木下壽藏	中村定造

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣告示第三百十號

勝谷村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ

昭和十五年五月三日

津村榮吉	鈴木三郎	田中修
鈴木健治	鈴木三郎	田中修

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣告示第三百十一號  
鹿野町負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ

昭和十五年五月三日

田中正俊	村上勝義	山根貞藏
大村佛心		

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣告示第三百十二號  
大郷村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ

昭和十五年五月三日

福政義孝	西田五美	森本邦治
谷川頼雄	谷口隆造	南城勇平

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

00057

鳥取縣告示第三百十三號  
湖山村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ  
昭和十五年五月三日

川口直十郎	影井勝治	田中敬治
上山正美	山根梅太郎	田住藤十郎
村山恒治	船越太郎治	田中藤次郎

鳥取縣告示第三百十四號  
田後村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ  
昭和十五年五月三日

鳥取縣知事	副	見	喬	雄
湊	喜譽藏			

鳥取縣告示第三百十五號  
小田村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ  
昭和十五年五月三日

鳥取縣知事	副	見	喬	雄
井口虎雄				

00058

鳥取縣告示第三百十六號  
福部村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ  
昭和十五年五月三日

鳥取縣知事	副	見	喬	雄
前田武治	南部喜美	田中長壽		
木下泉造	松本光好	上山義春		
小谷繁美	田中盛男	坂口甚八		
飼牛辰次郎	山根龜吉	横山莊一		
河内六一				

鳥取縣告示第三百十七號  
宇倍野村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ

鳥取縣知事	副	見	喬	雄
-------	---	---	---	---

河上長命	大藤金治	田邊健太郎
田中增市	伊藤力存	清水梅藏
福田愛治	森本徳平	今井信篤
西長岩藏	澤田國藏	福田親政
森田主三	森口達治	安田勝太郎
森輝實	松岡周藏	德田孝太郎

上山 忠 如

鳥取縣告示第三百十八號  
西鄉村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ  
昭和十五年五月三日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

漆原善吉	谷口正義	澤田保治
谷繁遠喜	露木邦造	露木龜造
上原延愛	有田恒太郎	田中貞次郎
下田清房		

鳥取縣告示第三百十九號

昭和十五年四月十六日左記ノ者ニ對シ鶏卵荷造手免許證ヲ下付セリ

昭和十五年五月三日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

免許證番號	住 所	氏 名
一〇・五	岩美郡宇倍野村大字神垣 一三一番地	霜 村 鐵 治

鳥取縣告示第三百二十號

鳥取縣臨時配合肥料特號ヲ左ノ通定ム

昭和十五年五月三日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 鳥取縣臨時配合肥料特號

臨時配合肥料特一號 甲	保證(表示)成分量(百分中)
基準原料名稱	基準配合割合

硫酸アンモニア	四、〇〇〇	窒素 全量	九、五
鱈 搾 粕	一、五〇〇	アンモニア性窒素	八、一
可溶一六% 過磷酸石灰	四、五〇〇	磷酸 全量	八、〇
計	一〇、〇〇〇	可溶性磷酸	七、一

臨時配合肥料特一號 乙

基準原料名稱	基準配合割合	保證(表示)成分量(百分中)
--------	--------	----------------

硫酸アンモニア	四、〇〇〇	窒素 全量	九、五
鱈 搾 粕	一、五〇〇	アンモニア性窒素	八、一
可溶一七% 過磷酸石灰	四、五〇〇	磷酸 全量	九、五
計	一〇、〇〇〇	可溶性磷酸	八、五

臨時配合肥料特二號 甲  
 保證(表示)成分量(百分中)

基準原料名稱 基準配合割合  
 硫酸アンモニア 二、六〇〇  
 窒素 全量 六、五  
 鱈 搾 粕 一、五〇〇  
 アンモニア性窒素 五、一  
 可溶一六% 五、九〇〇  
 磷酸 全量 一〇、二  
 過磷酸石灰 一〇、〇〇〇  
 可溶性磷酸 八、五

臨時配合肥料特二號 乙

基準原料名稱 基準配合割合 保證(表示)成分量(百分中)  
 硫酸アンモニア 二、六〇〇 窒素 全量 六、五  
 鱈 搾 粕 一、五〇〇 アンモニア性窒素 五、一  
 可溶一六% 五、九〇〇 磷酸 全量 一二、五  
 過磷酸石灰 一〇、〇〇〇 可溶性磷酸 一一、四

二 鳥取縣臨時配合肥料特號ニ對スル制限事項及重量ニ關スル事項並ニ原料ノ基準成分量ハ昭和十四年二月三日鳥取縣告示第七十六號鳥取縣臨時配合肥料ニ準ズ

鳥取縣告示第三百二十一號  
 家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ「トリコモナス」ニ依ル牛ノ傳染性流産豫防ノ爲左ノ區域内ニ於テ

飼育スル牝牛ニシテ種付後百日以内並ニ不妊ノモノ(分娩セシモノ未ダ種付セザルモノニシテ近ク種付セントスルモノヲ含ム)及種牝牛檢診左記ノ通施行ス 依テ該牛ノ所有者又ハ管理者ハ檢診證携帶シ指定ノ日時及場所ニ牽付檢診ヲ受クベシ  
 昭和十五年五月三日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

檢診月日	檢診場所	牽付區	牽付時刻
五月六日	西伯郡 成實村役場	成實村 一圓	午前九時
同日	同郡 天津村役場	天津村 同	同
同日	同郡 大國村役場	大國村 同	同
同日	同郡 法勝寺牛馬市場	法勝寺村 同	同
同日	同郡 上長田村役場	上長田村 同	同
同日	同郡 東長田村役場	東長田村 同	同
同日	同郡 賀野村役場	賀野村 同	同
同日	同郡 手間村役場	手間村 同	同
同日	同郡 幡郷村役場	幡郷村 同	同
同日	同郡 五千石村役場	五千石村 同	同
同日	同郡 尚徳村役場	尚徳村 同	同
同日	米子市米子牛馬市場	米子市(福生、福米、加茂出)張所管内ヲ除ク	同

同 二十日	米子市福米出張所	米子市	福生、福米出張所管内	同
同 二十一日	米子市加茂出張所	米子市加茂出張所管内	彦名村、富益村、夜見村	同
同 二十二日	西伯郡 彦名村役場	崎津村、和田村	一圓	同
同 二十三日	同 郡 崎津村役場	渡村、外江村、	同	同
同 二十四日	同 郡 渡村役場	餘子村、上道、境町	同	同
同 二十五日	同 郡 餘子村役場	大篠津、中濱村	同	同
同 二十七日	同 郡 大篠津検査場			同

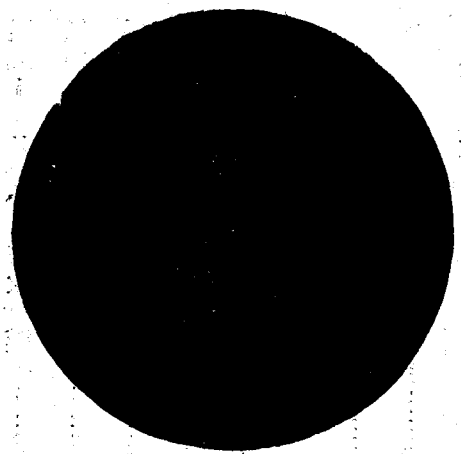
鳥取縣告示第百二十二號  
 法勝寺村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ  
 昭和十五年五月三日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

今 岡 右三郎	幅 田 彦一	遠 藤 豐一
千 代 益一郎	瀧 山 貞市	三 反 田 善吉
細 田 正	中 正 治	大 藏 秀治
青 砥 孝之	細 田 茂美	細 田 龍太郎
細 田 利市	生 田 福一	谷 田 鐵藏

彙 報 第五十二號

事 變 特 報



舉國一致  
 盡忠報國  
 堅忍持久



### 目 次

- 一 悪性インフレから國家を護れ……………(時局課)一七頁
- 一 肥料の消費調整……………(農産課)二二頁
- 一 災害防止と森林(一)……………(林務課)二二頁
- 一 時局諸問題の動向……………(時局課)二五頁
- 一 水稻苗代改善要項……………(農産課)二七頁
- 一 標準規格に就て……………(商工課)三三頁
- 一 鳥取縣青年團の神饌奉獻……………(社會教育課)三六頁
- 一 農機具について……………(農産課)三八頁
- 一 健康増進運動……………(衛生課)四〇頁
- 一 鳥取縣婦人會十周年……………(社會教育課)四二頁
- 一 空閑地利用の一坪農場……………(時局課)四五頁

金の死蔵をやめませう



### 悪性インフレから

### 國家を護れ

インフレはまだよい悪性インフレが危い。その悪性の程度にもよるがひどくなると戦時財政を遂行する上に支障を來したり、國民の生活が足元から崩される危険を來さないとは限らない。今日のところ無論さうなる虞はないが何より大切なのは轉ばぬ前の杖である。政府も國民も協力してインフレの悪性化を防がねばならぬのである。正面から堂々手向つてある敵である、こちらもその氣構で之をたたくことも出來、これと取組んでねぢふせることも出來る。この意味の大敵は必ずしも恐るべきではないが、細菌のやうに知らぬ間に身體の中に侵入して、心臓や肺を腐らす敵はなか／＼判らない。氣がついた時

には手おくれだつたりする。このやうな性の悪い敵が一番恐ろしいのである。そして悪性インフレーションは最もこれに似てゐるのである。經濟といつても近頃の經濟は生産から消費に至るまで何から何まで統制せられてゐるのだから統制なしの經濟の時と同じやうに考へることは出來ない。統制ぬきの以前のまゝであれば物が少くなるとその商品の値段が騰り、儲が多くなるから生産者は腕によりをかけて増産に熱中する。その結果やがて物が殖えて値が下がる、といふやうに自然の中に調整せられるのである。だから例外の場合は別として大抵の商品についていへばその價格はさう無闇に上ることはできない。ところが統制の時代にあつてはさうはいかない。

もと／＼品物が豊富にあれば、又いくらでも作ることが出來れば統制などはやる必要はないのである。空氣の如く、水の如しである。しかし限りある品物を戦争や國防のためなり、生産力擴充の方面なり、さては他の重要な方面へ向

けることになると、外の方面の物は足りなくなる。そこで統制が必要になる。贅澤や不急の方面へ金や材料や、たゞしは勞力が流れてゆくのを統制する必要が生じて来る。その上物の方がかやうにして減るのに通貨の方は殖へる。そこにインフレが表面に出て来る惧がある。このインフレが進行してひどくなると悪性インフレとなるのである。

悪性インフレーションを他の言葉でいへば物價の暴騰である。紙幣の値打が非常に下落してこれを以て買ふところのもの一切のもの、値段が無茶に上ることを意味する。去る三月一日、衆議院税制改革委員會に於て櫻内藏相は次のやうな答辯をせられてゐる。「通貨が膨脹し物貨が騰貴し、これが循環を來す状態を以て悪性インフレであるとするれば、現在はたしかにその警戒すべき傾向にあるといはるばるならぬと思ふ。通貨が不自然に膨脹してゐること、物資不足から来る物價の騰貴に對して嚴重に警戒せねばならぬ……」責任ある當局がこれだけのこと

を言明するには、相當警戒すべき事情があることをわれ／＼は知らねばならぬ。今日悪性インフレが來てゐるといふのではないが、たしかに警戒期に入つてゐることだけはよく認識し、そのつもりで政府の政策に協力しなければならぬのである。

實のところ經濟統制の中で物價統制が一番むづかしいのではないかと思ふ。暴利取締令といふものもあり、公定價格も立てられ、これを監督する政府の機關もいろ／＼あり、特に經濟警察の活動も旺盛である。もしこれ等の政策を採らずに放任しておいたならば、米炭は無論のこと凡そ一般の物價はどの位騰つたか知れないと思はれるのである。その程度に於いて物價の抑制即ちインフレ防止の政策も相當の効果を奏してゐるといつてよい。が、しかし一生懸命になつて政府が努力してもなか／＼抑へきれぬものではないのであつて、事實物價は大分騰つてゐる。闇相場といふ不愉快な言葉がもう闇でなしに公然と用ひられてゐる程であつて之では

いけないとつく／＼考へさせられる。

人間の弱い性質として出て来る賣惜みや買溜を完全に封じ込めることはなか／＼むづかしいなほよく考へねばならないのは國民心理の微妙な働きであらうと思ふ。悪人は別として、利に敏い商人が少しの利を狙ふて暴利をむさばり、頭のよく利く主婦が安い時節に必要なものを買ひためておくことは、今までの常識では非難もせられず、恰憫な方法であると考へられたものであつた。

ところで誰云ふとなく物が足らんとすると、小市民はすぐに生活の不安に脅かされる。外に生活の地盤のない多くの人にとつては已を得ないことかも知れない。しかし一軒で少しづつ餘計に買ひ出せばそれは大變な數量に上り、どんな物でも足らなくなるのは當り前である。このやうなことは人間心理の然らしむるところであつて、物價だけでなく經濟問題についてもよくあることである。戦争のやうに非常時になつてもこの心理はなか／＼變るものではないのであ

る。事實大して不足してゐないものでも、足らぬやうなことを一寸口にすべらせば水面の波紋のやうに噂はひろがる。といつて安心さすために強がりやを云つてよいと云ふのではない。噂と噂が合つてゐる間に事の真相は案外によく民衆の手に掴まれるものであるからだ。

何れにしてもインフレと國民心理の關係はよく考へておかねばならぬところで、世間にもいろ／＼の説がある。この間もある知名の人が云ふに、國家の爲とあらばいくら札を刷つてもよいではないか。それが爲に物が減る心配はないし、要るのは物であつて札ではない。要るものを動かすのに札を出せばよいぢやないか。と、これに似た考も大分あるやうだ。

なる程國のためとなれば紙幣を刷つて出すことは最も簡單で便宜な時もある。またその必要に迫られる時もある。これは誰しも承諾してよいのである。が、それも程度があつて、度を過すどまるつきり逆効果を來すことがあることも知らねばならぬ。むづかしく考へるとむづかし

くなるが、自分等の日常の問題として考へて見ればすぐ判る。例へば日用品の値段が二割三割ぐらい高くなると、困ることは困るがこの程度のもはどのようにやかっ行け、或は仕事が増えてよいかも知れない。しかし物價が二倍三倍となると収入が半減し三分の一になるのだから、生活にきつく響いて来る。少し細かいふと、物價がひどく高くなると一方に於ては景氣に酔ふ般販事業がある代りに、他方に於ては官公吏やサラリーマン階級、恩給年金生活者、さては米までも買つて食はねばならぬ小農者たちは忽ちちの中に生活を崩される。その日暮しの何千萬人々が食つて行けなくなることは最も恐るべきだ。舉國一致の體制を崩すやうになるからである。

個人々々の生活の問題ならまだ忍べるが、物價があまり高くなると國家がその豫算を以て物を買つたり、人を使ふことが出来にくくなる。すると人は云ふかも知れない。國家の力でまた紙幣を刷ればよいぢやないか、と。だがさうす

ると、それを踏臺にしてインフレは更に昂進する。その悪循環は更に廣く擴がる。丁度中毒患者が注射をつゞけて病をひどくするのと同じことだ。悪性インフレはかやうにして國家の活動を抑へる。手足を縛る結果となり、延いて國家の基礎をゆるがすに至らないとは云へない。インフレの進行を我々が恐れるのは、それが國家の力を弱めるからだ。

以上はインフレ經濟の話だが、インフレは般販方面を浮腰にし、寂莫方面を沈痛にするだけでなく、延いては人心を動搖させて迷信、賭博投機、犯罪の原因となることは外國の例には澤山ある。わが國だけは別物だと安心してゐることは出来ない。即ち恐れるところは道德の頹廢である。道德と經濟を内に守らねば、外に於て戰爭を遂行し、大建設を企てることはむづかしいのである。

今日、悪性インフレが來てゐると驚くことは無論ない。が、來たら大變だから今のうちにこれを防止せねばならぬ。その防止法までこゝで

は詳しく論じないが、その道理は甚だ簡單だ。一つは物を少しでも節約することだ。二つはあるものを出来るだけ節約することだ。そして物とお金の間の隔りを少しでも少くすることである。これ等の問題を説き出せば、今日政府がやつてゐる國策の全般に觸れて來るからこゝではとても出来ない相談である。こゝでは悪性インフレの恐るべき理由を説いて未然にその襲ひを防止するために、朝野一致、協力しなければならぬことを高調するに止める次第である。



### 肥料の消費調整

肥料問題の重大化に鑑み、絶対供給量が不充分的な肥料に對して本年度の食糧その他重要農産

物の生産を確保する爲、農林省では本年の一月から米麥重點主義の配給割當並に消費の統制を行ふこととなり、臨時肥料配給統制法第二條に基づいて「肥料消費調整規則」の農林省令を施行してゐる。この規則は戰時食糧確保の見地から米麥重點主義の下に米七千百萬石、小麥千三百萬石生産を目標として、その他重要農産物に對しても施肥順位を決定し、また米麥についても過去の八〇パーセントと云ふ如き基準施肥量を決定し、これが爲に地力長官に相當絶大の権限を付與し、施用處分命令に違反した者に對しては五千圓以下の罰金に處することになつて居り、市町村農會を中心に強力統制を行ふものである。

肥料消費調整規則の内容について概説するとこの規則に依つて調整される肥料は硫酸アンモニヤ、石灰窒素、燐酸石灰(重過燐酸石灰を含む)、加里塩(硫酸加里及び鹽酸加里)、硝酸曹達及び配合肥料であつて、耕作者はこれ等の肥料に對し、農林大臣又は地方長官が農作物

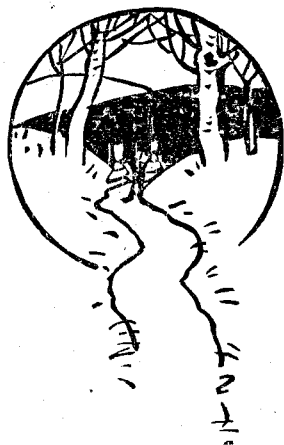
の種類に依つて肥料の消費上必要な施行の順位及び基準施肥量を定めた場合には之を遵守しなければならぬのである。

又肥料の配給をなす者は、市町村農會又は農林大臣の指定する團體が、その地域内に於ける肥料の消費調整を爲る爲に配給數量、配給時期、配給先其の他配給方法に關する指圖をなし、またはその配給の斡旋によるべきことを申出た場合には、その指圖に従ひまたはその斡旋によつて肥料の配給をしなければならぬ。しかして農林大臣の指定する者を除く外肥料の配給をなす者は、各事務所に帳簿を備へて左の事項を記載して置かねばならぬ。

- 一 購入した肥料の種類別數量及び購入の年月日並にその賣渡人の氏名又は名稱及び住所
- 二 販賣した肥料の種類別數量及び販賣の年月日並にその買受人の氏名又は名稱及び住所
- 三 使用した肥料の種類別數量、用途及び使用

用年月日

四 毎月末に於ける肥料の種類別現在高數量尙、農林大臣又は地方長官は、肥料の配給をなす者、市町村農會、または前記農林大臣の指定する團體に對して必要なる報告を徴し、または帳簿その他の検査をなし得ることとなつてゐる。



災害防止と森林

〔一〕

二千數百年の昔ギリシヤの哲人プラトンは「國土の疾患は森林の廢滅にあり」と唱へ、洪水、旱

魃、暴風、積雪等の如き國土の災害は主として森林の荒廢に依つて惹起されることを喝破し、森林の保護造成の必要を高唱してゐる。我國に於ても既に千餘年の昔、水源涵養、洪水防止等の爲に森林の荒廢防止を目的とする律令の發布を見てゐることは記録に明らかである。

昔から砂留林、水除林、風除林、火除林等と稱して各種の災害防止、軽減のために造成保存せられたものが今尙少からず残つてゐるが、近來各種の林木、林相について種々科學的方法に依つて夫々災害の防止、軽減に其の機能を充分發揮するに足る森林を新に造成して、又その林相を改善するに至つてゐるのである。

然るに今回の事變に伴ひ直接戰爭に必要な材料の外東亞新建設のための滿洲、支那の開發に要する木材資源の需要の急増は目ざましいものがあり、又製紙原料パルプ、スフの纖維原料等としての需要も甚大な増加を來し、更にガンソリン代用の木炭及薪自動車の發達と共に、全國的に木材の過伐濫伐の風を招致してゐることは、

將來の林業保續經營上まことに憂慮すべきものがある。

由來本縣の林業はその産額に於ても優位の地位を占めて居るのであるから、目前の利益に眩惑せられてその濫伐を行ふ如きは、本縣林業の爲に憾を將來に残すものとして大いに戒心を要する。即ちこゝに災害と森林との關係について記して本縣森林保護の爲に參考に供することゝする。

洪水と森林

我國に於ける大正十五年から昭和十年までの十ヶ年間の水害の一年平均額は一億二千萬圓に及び、此の外に人命の喪失等金銭に見積り難いもの、及び各種の間接的の損害は直接の金銭的損害以上に國民に重大な打撃を與へてゐる。本縣に於ける縣財政窮乏の如きも、この水害に伴ふ復舊費がその因をなしてゐることは衆知の事實である。

元來我國は世界有數の多雨國で、殊に颱風が暫々襲來して豪雨を齎すのみならず、國土の大

00073

半を占める山地は地形急峻地質脆弱で、雨水は急轉直下し、氣象上及び地形上の缺點があるに拘らず、世界有数の水田國として灌漑用水の關係上水田も住宅も共に水害を受け易い河岸に發達してゐるのであるから、洪水の恐るべきは實に外國の比でない。

昔から治山即治水と稱する程に、山の治廢は治水に密接の關係がある。抑々水害は大雨、長雨、大雪融等で河川が著しく増水すること、堤防、水防林其の他河川の氾濫を防ぐべき設備に缺陷があること、河底が高まり水はけが悪くなり、容易に堤防を溢れ又は之を破壊すること、荒廢地から雨水と共に多量の土砂を河川に押し出し水嵩を多くすること——水源地の荒廢が甚しい河川では、洪水の時に水と略同容の土砂を併せ流すことも珍しくない。即ち水源林地の荒廢のため土砂が加はり二倍の洪水位に上るのである——等が洪水の原因となるのであるが、水源山地に立派な森林があれば樹木の根がよく山地の主砂を結合して山崩の發生を防ぎ、又森林

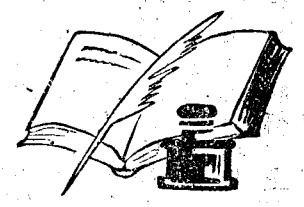
内に地表が落葉、蘚苔類等で覆はれるため表土を洗ひ流されることもない。従つてこれ等のために洪水位の高まることも少なく、又河川に土砂の流れて來ることが少くなければ河川は却つて流水によつて或程度まで自然に掘り下げられて疏水が益々良好となるのである。

又水源地に立派な森林があれば、之に依つて生ずる落葉、蘚苔、朽土等は多量の雨を吸収し或程度迄は相當出水を緩和するばかりでなく、一部地被物を通じて流出する雨水は山腹を急轉直下せず、雨水の此の部分河川に合流する時間には他の部分より非常に遅れるのである。長雨の後に出る豪雨の最中に森林を通過する者は、よく其の森林内に無数の小さな水溜りが出来、且つ急傾斜の山腹を歩くときでも恰も沼地を行くやうなのを經驗することがあるが、立木の無い山地ではこのやうに水が溜るまでに崩れて土砂流となつて河川に流出して來るので、このやうな事情のために森林によつて河川の増水は非常に緩和されて水流は比較的滑らかであ

00074

るが、山が荒れて濁水を一時に流下させるや管に急激な増水を見るばかりでなく大石、岩塊までも河川に押し出されて堤防や橋梁等までも破壊するのである。又堤防の前後に竹林其の他適當な水害防備林があるときはよく洪の水激突を妨げて堤防を保護し、又堤防に代つて水防の用をなすものである。

河川の改修には莫大な經費を要するものであるが、水源の山地が荒れて居つては數年乃至十數年の後には再び改修を要するやうになる。然るに水源の治山は比較的少額の經費で足り、年と共に森林の治水機能は増進し此所に成立した美林は適當な經營をすれば治水を害することなく、木材其の他の林産物を供給し、風致、衛生にも重要な役目をなすものである。(未完)



### 時局諸問題の動向

時局問題に關聯し我國の朝野を通じ最も關心を持たれてゐることは物動計畫、物價問題、國民生活等に關する國內諸問題、更に國外的には支那事變處理、東亞新秩序建設等の東亞諸問題及び歐洲大戰を中心に惹き起された色々な諸問題等々である。

物資動員計畫と、之に關聯した經濟諸問題に聖戰完遂上に於ける重要案件である。戰爭は一面に於て莫大な消費ではあるが、我が民族の發展と東洋永遠の平和確保のため、支那事變は必然に我々の戦はねばならなかつた戦であつて戰爭の中途に於て假にも我々が消極的となるこ

とは最も之を戒めねばならない。

天は常に正義に與する。支那事變は聖戰であつて従つて、我々の勝利は必然であり、大和民族の前途は洋々たるものがある。假令聖戰完遂の途上に於て幾多の困難に遭遇することがあつても、神武天皇御成業の御困難に較べれば物の數ではなく、我々は之位なことに閉口垂れてはならぬのである。

支那事變勃發以來、我國は百二十億圓の軍事費を支出した。其の結果軍事般産業方面は活況を呈し、物價は事變前に比して非常に騰貴したが我が經濟の潛勢力の強いことは實に驚くばがり、我國の餘裕綽々振り例へば我國に來朝した外國人の常に驚嘆する所であり、歸還勇士等も内地に歸つて見て銃後が朗か過ぎると云つて寧ろ驚いてゐる位である。之は一面から云へばまだ、我國の經濟力戰爭能力が衰へない證據である。

日本の經濟力に現はれた國力と云ふものは、滿洲事變以來非常な發展を遂げて居り、特に國

防産業方面の發展は素晴らしいものがある。此の方面から見ても、日本は二年や三年の戰爭にはびくともしない實力を備へてゐる譯である。

國民所得の半分位は戰費に振向けられてゐるのであるが、日本の國民所得は近年著しく増大の傾向を辿り、支那事變以來益々増大してゐると云ふ喜ばしい現象を呈してゐる。之は大和民族の底知れぬ力を示すものである。

我が國民所得は植民地や滿洲の分を除き、昭和六年には約百億圓位であつたものが、十年には約百三十六億圓となり、昨十四年には一躍二百五十億圓に達してゐる。して見ると年に百二十億圓の戰費をこの先支出することはさして難事ではないのである。

成程輸入は不自由になり、原材料は不足し、物動計畫樹立に困難を感じてゐることは否定し得ないが、之を第一次世界大戰當時のドイツ等に較べれば勿論問題ではない。國民生活が不自由になり物價が上つて來ても、まだ、ドイツのやうに極端な生活不安には陥つてゐないのであ

つて、我々國民はいよゝゝ總親和總努力、以て聖戰の貫徹に邁進しなければならぬ。

支那事變處理も著々其の緒につき、曩に四十九號にも記した如く汪精衛氏の死を賭した運動に依つて新支那中央政權は成立した。

日本は決して領土約野心や賠償金を取る考はなく、一意東亞の新建設に向つて努力してゐるのであるから、聽て支那民衆は我が態度に眞に感謝する時が來るであらう。正義が何時かは天に通せぬ筈はないのである。

更に眼を世界政局に轉すれば、膠着状態にあつたヨーロッパ戦局は最近俄然活潑となり、アメリカの中立的態度にも漸く動搖の兆しが現はれ、我國の動向にも深甚の注意を拂ひつゝある。ソ聯はドイツに經濟的援助を送り、何とか戰爭を長引かせて世界赤化の機を強めやうとし、殊に北支に於ける赤化工作は相當根強く行はれてゐる。此處に我々は防共の點に於ても關心を怠つてはならぬのである。

世界政局は斯の如く混沌たる状態であるが、日本は歐洲大戰が終らうと終るまいと一意支那事變の處理に努力し、東亞新秩序の建設に邁進すできである。歐洲大戰を神風等と思つて他力本願の氣を起してはならない。

要するに内外の時局の動向を見ると、日本は勿論難局に立つてはゐるが、之を乗切る實力を日本は充分所有してゐるのであるから、我々は益々精神力を旺盛にし、輝しき二千六百年に歴史的の飛躍的發展を遂ぐべきを期しなければならぬのである。



### 水稻改良 代苗稻水 項要善改

△苗代改良の必要  
水稻増産に當つては品種の選擇宜しきを得るは

00077

勿論、地力の増進、健全なる苗の育成、肥料の合理的施用、挿秧法の改善、病虫害の防除等が多収の要點となるが、就中健全なる苗の育成は優良品種の選定に次ぎ、栽培の出發點であつても、到底充分なる効果を擧げる事は困難で、良苗により初めて栽培上の技術が遺憾なく發揮せられ、満足なる効果が得らるのである。昔から「苗半作」と云はれるのを見ても如何に苗代の改良が肝要であるかわかる。

△健全苗の特徴

健全良好なる苗とは苗代時代に當て養分や日光を充分に利用し、適度の成長を遂げて病虫害に犯されず、莖葉強剛なもので植付後に於て植傷せず直に成育を始め、生活力強く病虫害にも良く耐え、多肥多収に適するもので左記形態的要件を具備して居るものである。

- イ 強剛短太で所謂莖葉強剛であること
- ロ 葉色は綠色を脱せず生氣ある苗なること
- ハ 根は白色短太にして多きこと

△苗代場所の選定  
日當り、通風、水利が良く、管理が便であつて病虫害の少い所を選ぶを要する。土性は輕重又は肥沃に過ぎず、且つ水保ちの良い場所がよい。尚なるべく部落の集合苗代として共同管理を實施するやうにしたい。

△整地

早春稻株を打起し、乾燥した後土を振り落して之を除去し、約三寸の深さに表土を耕起して置いて、土壤が乾燥した時充分碎土する。そして播種數日前灌水して代掻きを行ひ、播巾四尺溝巾一尺、高さ約二寸、長さ適宜に溝土を床上に揚げて床土の上を水平に均して知冊揚床とする

△苗代面積

主として反當所要苗數、籾一升の粒數、有效苗歩合、坪當播種量等を決めて、此等を基礎として豫め計算して置けば種々の點に都合が良く尚不足等のために植付時に至つて狼狽を演ずるやうな事をしなくても済むのである。

平坦部に於ては普通の場合坪三合播として

00078

本田一反歩に對し十坪内外の苗代でよい。山間部に於ては優良苗の必要性が増大される關係上播種量も薄く、又一株植込本數も多くなるので反當苗本數も多きを要し且つ有效苗歩合も低下するから面積も擴大されることが必要である。

△苗代肥料

三要素の適量としては、苗代地力の強弱に應じて加減して合理的に施肥しなければならぬことは勿論であるが、大体一坪につき各要素共八〜九匁を施用すれば大過ない。窒素を一五匁も施用しないと苗が立たないといふ苗代地は寧ろ苗代地としては不適當なもので、こんな苗代では極力地力の増進に努める必要がある。

肥料は種類によつて施用法を異にしなければならぬ。即ち下肥は鋤返し後土壤を砕いて施用し、硫酸アンモニア・過磷酸石灰は床作り後使用し、大豆粕等は發芽を害することがあるから施用の際特に細粉としなければならぬ。

尙溫暖地方では苗の終りに近づいて肥料分を

吸ひ盡して苗は色淡く且つ硬くなつて、所謂熟苗を仕立るのであるが、寒冷地方は最後まであり餘る肥料を施して肥效の途中にある苗を植えるやう心掛けることが肝要である。尚山間部に行くに従つて元肥を主用し、追肥を減ずるがよい。

今、坪當り施用例を示すと次のやうである。

○例一

臨時配合肥料特五號甲一二〇匁 (元肥八〇匁 追肥四〇匁)

草木灰二〇〇匁

芽の五、六分伸長せる時施用

○例二

人糞 尿 一、五〇〇匁 元肥

過磷酸石灰 二〇匁 元肥

硫酸アンモニア 一五匁 移植二週間

前施用

木 灰 二〇〇匁  
芽の五、六分伸長せる時施用

○例三

組 粕 一〇〇匁 元肥  
過燐酸石灰 二〇匁 元肥  
硫酸アンモニア 一五匁 移植二週間前施用

木 灰 二〇〇匁  
芽の五、六分伸長せる時施用

△早播の勵行

播種期は氣温の高低、灌漑水の温度、播種量、移植期等に支配せられることが多いが、實用的には先づ移植期を決定して後播種を考慮すべきである。苗代日数は種々の條件に依つて異なるけれども、日数が長過ぎると生育に悪影響を及ぼすから大体左の標準に依るがよい。

山間部地方 五〇日内外  
平坦部地方 四五日―五日

しかし厚播の際は薄播にくらべて苗代期間は短くする。

苗の適宜な成長度を苗齡で現せば早生稻では五―六葉、中晩生稻では六―七葉の時期である

△播種量

薄播苗は厚播苗に較べて本田に挿秧後の活着が速かで生育が早く、肥料の吸収力も強くて無効分葉少く強壯な生育を遂げるから、移植期の幾分遅れるもの、多肥栽培、縁肥利用による稲作等の場合特に効果が著大である。

薄播の程度は地帯によつて異なり、平坦部は平坦部としての健苗を必要とし、山間部は又それに適應する良苗が必要で山間部に入るに従つて優良な苗が必要である。播種の標準は大体左記の通りである。

山間部地方 一坪當播種量三―四合  
(本田一反步當播種量四升)

平坦部地方 二・五―三合

△播種方法

(三升)

播種は成るべく曇天靜穩の日を選び、干播を行ふ。苗代は播巾四尺であると九尺で一坪であるから、この計算によつて三坪乃至五坪位迄に適宜仕切りを附けて、此の面積に施すべき元肥を定めてムラがないやう入念に施し、次に所定の種子量を取つて播種するのである。斯くして一坪當りの施肥量と種子を成るべく平等にすることは、苗を整一ならしめる上に最も必要な手段である。

播き終つたならばローラー又は板鍬、鋤等で鎮壓を行ひ、被覆物を旋す場合は平等に撒布するのである。

△管理

播種後數日間は稍々深水とし、發芽後靜穩溫暖な日には床面の水を排除して地温を高め、夜間は灌水し、晝間は淺水にして苗を強剛に生育

せしめるやう努めねばならぬ。

播種してから發芽に至るまでは毎日巡視して水加減や温度を調べ、且つ鳥害、鼠害、寒害の豫防に注意しなければならぬ。そして自生苗や稗の拔取をも勵行すべきである。苗代に於ける稗の鑑別は熟練した農家には容易なことであるが、初心者の見分けやすい方法としては次の如きものである。

- 1 發芽當時、普通の稻よりも早く伸びる。
- 2 苗代半ば頃、幾分長く伸びるのと、そよ風に葉がヒラヒラと揺れるのが多い。
- 3 成苗時代、葉片にいくらか紫褐色を帯びるものが多い。又葉舌部に毛耳がなかつたり或は葉片に中脈がなかつたりする。

尙苗の成長につれて病虫害の防除に細心の注意を拂ひ、除草も亦之を怠つてはならぬ。

△苗代の除害

苗代時期の除害は最も大切である。時恰も農家蠶繁期に當るのであるけれども、病虫害の驅除の



00081

如きは本田移植後に至つては却々困難となるから苗代の時に驅除の萬全を期することが緊要である。左に苗代の除害について要項を列記して置く。

- 一 種粉は必ずフォルマリン五〇倍液又はウスブリン一、〇〇〇倍液で消毒して播種すること。
- 二 稻熱病豫防として播秧期二十五日前及び十日前の二回位、展着劑加甲四一六斗式石灰ボルドウ液を一坪當二一三合の割合に撒布すること。
- 三 二化螟虫に對しては捕蛾採卵を勵行し、發蛾最盛期(六月中旬乃至六月下旬)又は播秧一週間前に硫酸ニコチン八〇〇倍液(硫酸ニコチン約一合、石鹼一〇〇、水一石)を坪當二一三合の割合に撒布すること。

誘蛾燈は六月初旬頃から一ヶ月間點火

四 すること浮塵子發生の場合には反當二升位の石油、(燈油又は輕油)を以て注油驅除を行ふこと。

五 泥負虫發生地方では、苗代に於て必ず一回硫酸石灰液(硫酸石灰二〇、大豆カゼイン一〇、水一斗)を坪當二一三合位の割合に撒布すること。

六 地海苔、アヲミドロ、之は苗の病害ではないが、之が水中に蔓延して困るものであるから之が發生の大であるときは水を落して四斗式ボルドー液を坪二合位撒布すればよい。

x x x x

00082



### 標準規格に

就て

#### △規格統一の必要

我々は衣食住に關する諸物資をはじめ通信、交通、運輸から産業及び國防上必要な設備資材に至るまで大部分工業品を用ひてゐて、實に工業品は我々生活上缺くべからざるものであるが世の進歩に伴ひ工業品の種類も増加し、また同一目的に用ひられるものでも新考案のものを生じ、なほ外國からも種々新型のものを輸入する等ますます多岐多様となつてゐる。従つて多數の系統が互に錯綜して極めて不統一の状態にある。之に整理統合を加へなかつたならば生産者も需要者も共に不利不便に苦しみ、工業の進歩も亦阻害せられるやうになるであらう。そこで各種工業品を理論と實際から研究して、なるべく少數の種類に整理し、標準規格を制定して品

位の確實、價格の低廉なものを一般に使用するやうに努めなければならない。

規格統一に依つて生ずる利益についていま製造者側から考へると種類が減じ、一種類の産額が増加するので生産の合理化を行ふのに都合がよく、原材料の蒐集、機械の利用、工作用具の節約等利するところが多い。その上原料及び製品の在庫品を減じ得るので資金運用上の利益もあり、その結果として品位を高め生産費を低下し得ることになる。販賣者側から云へば種類が減じ取引が簡單になり、貯藏すべき品種を減じ従つて運賃資金を減じ得ることになり、また使用者側としては前に記したやうに良品を廉價に購入し得るのみならず、部分品の形狀寸法が一定するから互換性を持つやうになり修理や交換の場合に便利でその費用も少なくて済むことになるのである。

殊に戦時に於ける規格の統一はその効果が一層大きく、工業動員を行つて大量の軍需資材を全國の工場から蒐集する場合には材料や製造設

備の流用率を増し、分業製作を容易にし、従つて生産能率を増し製造期間を短縮することが出来る。また一般民需品が國定の規格によつて造られて居れば直にこれを徵用することによつて軍需資材の供給を迅速ならしめることが出来て非常に便利である。

△規格統一の機關

歐米では夙にこの事業を進めてゐたが、さきの歐洲大戰中の經驗に刺戟されて一層その促進の緊要なことを認め、各國とも本事業の進展に努めるやうになり、さらに進んで萬國規格統一協會も設置され、國際規格の制定を見つつある次第である。

わが國では大正十年商工省に工業品規格統一調査會が設置され、官民各方面の技術者を委員として各種工業品の標準規格を制定し、これを「日本標準規格」と稱してゐるのである。

然るに今回の事變に伴つて物資の需要がますます増加し、一方物資が非常に不足してゐるため國際收支の點からも物資の節約を圖ることが

必要であるので、生産の合理化を圖り生産能率を増進しかつ物資の節約をも相當思ひ切つてやらなければならぬから、物資や勞力の無駄を省くところの日本標準規格を迅速に制定し、これに依つて生産を進めて行くことが必要であるが、正規の日本標準規格は調査及發表手續に長時間を要する關係上、昨年から工業品規格調査會の事業を擴張し、「臨時日本標準規格」を制定して官報に發表されることになつてゐる。

△臨時日本標準規格調査方針

臨時規格を制定すべき品種は主として時局に鑑み急速に規格制定を要するもので、大體の調査方針は左の通りになつてゐる。

一 軍需關係品については特に急速に規格を制定し一般民間にもこれを理解せしめるまた軍需専用でないものは一般品と可及的共通な規格にする。

二 國內資源が不足してゐるため節約を圖る必要あるものについては左記の方針により規格を制定する。

1 輸入原料に國產原料を代用させるため、又は不足資源の節約を圖るため必要に應じて規格の格下を行ふ。

例 紙、塗料

2 輸入原料使用の已むを得ないものは極力品種を單純化して無駄を省き、またなるべく品位を高めて規格を制定して耐久力を大ならしめ、消費の節約を圖る。

3 一般金属材料は從來使用して來たものに比し、さらに強度の大なるものを規定し、消費量を減少せしめる。

例 高炭素鋼、デューコール鋼、クロム鋼等

4 窮乏せる物資に代用すべき原料及びその製品については生産の進歩を圖り、品質の均齊を保たしめる趣旨を以て規格を制定する。

例 鯨革、鯨革及び豚革、再生ゴム

三 從來輸入品が相當多量に用ひられてゐたものに對しては、生産擴充、輸入防止の目的を以て規格を制定する。

例 工作機械、工具、特殊鋼  
四 物價の統制を必要とするものに對しては、その規準を明確にする目的を以て原材料及び製品の規格を制定する。

五 一般用品及び輸出品にして粗製濫製の虞あるものに對しては、検査の規準を定めるため検査方法の規格を制定する。

例 工作機械検査法

臨時日本標準規格調査の趣旨及び方針は大體以上の通りであるが、これ等の規格は現下の戰時態勢に於ける物資に關する政府の方策を或る程度まで具體的に表したものであるから、國民全體が協力して工業品の製造及び購入に當り、この規格を適用して國策遂行に協力せられることを希望する。

x x x



### 鳥取縣青年團の

### 神饌奉獻

支那事變は第四年の段階に入り、愈々舉國一致東亞新秩序の建設に精進しなければならぬ時、しかも本年は神武天皇御即位紀元二千六百年の歴史的な意義深い年に當つてゐる。依つて本縣青年團では皇國青年の精神的基調たる敬神崇祖の念と盡忠報國の至誠を捧げて別項の各神社に神饌を奉獻し、一は御聖徳を景仰し報本反始の實を挙げ、一は護國の英靈を祀つて居常其の忠烈を仰ぎ、以て聖旨に副ひ奉ることとなつた。その實施要項は次の如くである。

- 一 奉獻すべき神社  
 檀原神宮、明治神宮、靖國神社、縣内各官國幣社、各町村産土神社
- 二 神饌出(畑)設置者並に奉耕者

- 1 神饌出(畑)設置者 各町村男女青年團  
 鳥取市、米子市内の農業に従事しない地域の青年團に在つては適當に之を定めること
- 2 神饌出(畑)奉耕者 男女青年團員並に  
 學校少年團
- 三 奉獻すべき神饌の品目

- 1 水稻の品種は「農林六號」とし、其の粗種は神前に於て頒布式舉を行し各都市青年團代表者を經て各青年團に頒布する。
- 2 山間部等比較的水田が少い地域であつて特に希望する所では粟を以て稻に代へる。
- 3 海岸部の町村では海産物を奉獻することとし、其の詳細は別項の通りとする。
- 4 奉獻すべき穀類は各單位團から玄米一升宛を精選し、清淨な白布又は白紙を以て調製した袋に納めて適當な方法により各都市團事務所を集め、郡市代表者は十一月中旬に縣に於て舉行する神饌奉納式に捧持據行して後、適當な方法に依つて夫々の神社に奉獻する。

粟は單位團から一升宛を奉獻することとし其の方法は玄米に準ずる。

### 四 神饌出(畑)の經營

- 1 田畑の選定 當該市町村に於て左記の事項に留意して適當な場所を選定する。  
 イ、日照、通風の良いこと  
 ロ、清淨な用水を得られること  
 ハ、附近に病院、屠殺場、汚物置場、火葬場、墓地等がないこと
- 2 面積 各單位團に於て、一畝歩以上とする。
- 3 耕種方法 各町村青年團は地方の事情を考慮し、町村農會、青年學校職員、女子青年團及び少年團幹部等と協議の上決定すること。
- 4 儀式 播種式、田植式、披穂式等の儀式は各町村神職と打合せて指導協力を受け、精神を主として形式に流れぬやうに行ふこと。
- 5 標識

- 6 經費 過重とならぬやう留意し、各町村團から支出するを原則とする。
- 7 奉獻期 十一月中旬
- 8 神饌奉持者

イ、縣代表として檀原神宮、明治神宮、靖國神社に對する神饌奉持者は、縣に於て正團員三名(畝傍一名、東京二名)を銓衡して派遣する。

ロ、縣内官國幣社、縣社に對する神饌は縣役職員が之を奉持奉獻する。

- ニ、各町村産土神社に對する神饌は地元青年團に於て關係神社と連絡の上適當な日に適量を奉獻する。

- 五 海産物奉獻品目  
 海産物は檀原神宮、明治神宮、靖國神社に奉獻する。
- 奉獻すべき品目、數量及び包装は左の通りである。

干鮑一〇個、スルメ一〇枚、若布三〇〇匁  
 昆布三〇〇匁、鯉節四本、鱈ノ鰭三〇〇匁  
 貝柱三〇〇匁、干魚三〇〇匁  
 右の中三種類以内を選定し、地方に於て夫々  
 特色ある包装を施して地元神社の修祓を得て  
 奉獻する。其の期日は穀類に準ずる。



農機具に  
ついて

農機具に對しては積極的の意見と消極的の意見とが對立し、これが消長は時代の動きによつて左右されてゐるやうである。「農機具の利用は便利であり能率が上がるが、經濟上引合はない場合が多いから積極的に奨励すべきものではない。殊に我國の如き農業經營には不適當である」

と云ふのが消極側の大部分の意見であつた。即ち耕地の擴張と移民の見込が乏しかつた我國の人の捌き方は、一に懸つて勞力の集約化と反當收量の増加とに中心が置かれてゐたのであつた。  
 然るに時局につれて人馬の不足が益々窮迫するに從つて、昨日まで集約指導に努めた者も麥の不整地蒔を勧誘するまでに大轉換を來すに至つたのである。反當收量の増加が中心であつたものが全收量、言葉を変へて云へば人當りの生産額の増加に躍起とならねばならぬやうになりつつあること、即ち人本位農家本位の農業となりつつあると云ふことは誠に意義深い事柄である。

日本農村の國策は定つた。大量移民の分村計畫が普及化して、一家の經營は現今より少くも一町歩内外を増加し、平均二町、三町歩の經營を必要とする時代が近くなつてゐる。  
 時局下砲煙彈雨の眞最中に、徐ろに戦後の對

策を練り上げて行くことは吾人に負はされた銃後の最大任務である。一戸當りの耕地の擴張を圖つて母國の農業及び農家を泰山の安きに置くと共に、滿支盟邦の新開拓を行ふには、農機具に待つ所が極めて多いのである。未だ雨降らざるに窓をととのへるのは先覺者の道である。

今日まで農機具は多く官民から繼子扱ひにされてゐた。其の原因は農機具その物に多分の不完全もあつたのであるが、周囲の冷い中にあつては農機具も伸び得なかつたのも當然である。原因は結果を産み更に結果は原因を産んで農機具と農業經營とがチグハグになり、同化融合に尠からぬ不満が持ち來されたのである。  
 農機具に缺點があるからと云つて、これを振り捨ててしまふか上手に使いこなすかがその運命の定まるどころである。研究工夫し、自分の手でも改造し、適當な農機具を適當な農業經營に織込む熱心がなければならぬ。

農機具中調製農具は應用範圍が比較的廣い耕作用の農具に土地によりかなり適不適が多く土質的に習慣的に小改良しなければならぬものが多い。調製農機具と雖も取付枠の設置、扉塵装置、扱臺の改造等作業に都合のよいやうに其の地方の風習に従ふやう工夫して、以て其の農機具の直價を發揮することに努めねばならぬ  
 農機具の使用については工夫と研究と或る程度の技術を習得した上購入したがよい場合と、背水の陣を布いて購入してから技術を習得したがよい場合とあるが、普通の人々は凡その農機具ならば先づ大体に使ふことは直ぐ出来る、しかし使用の良否は農機具の使用年限の長短は勿論故障の多少の分れ目ともなるものであるから十分勉強せねばならぬ。  
 殊に發動機の如きは、完全燃焼せしめれば石油の消費量も少く済み壽命も長いが、拙であつたならば多くの油を使つた上に諸種の弊をも醸すものである。



### 健康増進運動

聖戰四年、今や國を擧げて東亞新秩序建設の偉業に邁進しつつある時、恰も光輝ある紀元二千六百年を迎へたのであるが、國民は齊しく肇國の大理想を仰ぎ奉つて奉公の誠を盡し、以て皇運を扶翼し奉るべきである。

此の秋に當り國民の健康増進を圖り、旺盛なる精神力と強健なる体力を培ふと共に國民の素質向上を圖り、以て國家活力の源泉たる人的資源を増強し、國家の興隆と國威の宣揚に努めるは刻下の最も喫緊の要務である。依つて縣では五月一日から十日まで健康増進運動を展開し、所期の目的を達成することとなった。

實施方法としては各種印刷物の配布、ポスターの掲出、健康アーチの建設とか、或は亦活動

人力農具は餘り技術は要しないが、其の使用は習慣に左右される所が多いから其の點注意しなければならぬ。畜力農具は機構は簡單であるが、進んだものは牛馬の調教に習熟を要する。更に動力農具では最も能率の昇るものであるが故障が多く、油断をすれば思はず負傷も起り勝であるから留意しなければならぬ。

然し人力農具と畜力農具と動力農具とで、何れがよいかと比較を行ふことは無意味である。歩兵は歩兵として騎兵は騎兵として、機關銃隊は機關銃隊として夫れ々の使命がある。宜しく經營狀態に恰適するやうに人畜動力農具を以て進んだ經營を行ふべきである。しかし無理に利用しようとしてはならない。借金してまでも農具を買入れることは考へるものであつて、凡そ無理は禁物である。經營に順應した農具を經濟的の餘裕に伴つて漸を追つて一つ一つ揃へて行きたいものである。

x x x x x

寫眞及び紙芝居等を開催(希望者は縣衛生課まで申出でられたい。但し所要電氣料とか荷物運賃以外の費用は要しない)して本運動の趣旨徹底を圖るのであるが、本年は特に結核の豫防撲滅母性乳幼児の体力向上並に健康の増進に重點を置くことになった。

尙は百歳以上の高齢者に對しても知事の表彰狀並に記念品として杖に金一封を添へて贈與し健康を慶祝することになった。

#### 第一日(五月一日) 結核豫防日

- 一 令旨捧讀(官公署、學校、會社、銀行、工場、其の他の團體に於ては昨年十一月皇后陛下より賜りたる令旨を朝禮其の他適宜の時刻に捧讀すること)
- 二 健康診斷の勵行(工場、鑛山、學校、會社、官公署、其の他集團生活者)結果は五月十五日までに報告すること

#### 第二日(同二日) 結核豫防生活訓練日

- 一 採光換氣の改善
- 二 日光消毒の勵行

#### 第三日(同三日) 環境衛生改善日

- 一 住居の整頓、清掃、採光換氣、消毒等の勵行
- 二 臺所、寢室の清潔改善
- 三 井戸及給水設備の清潔改善
- 四 下水溝、流し場、便所、肥料溜、塵芥箱塵芥捨場等の清掃及改善
- 五 畜舎の清潔及改善
- 六 道路の清掃、撒水等の勵行

#### 第四日(同四日) 乳幼児体力向上日

- 一 乳幼児の審査
- 二 妊産婦、乳幼児の健康相談所臨時開設
- 三 母の會、育兒相談會の開催

#### 第五日(同五日) 心身鍛鍊日

- 一 運動會、体育會の開催
- 二 遠足、登山、アイキングの實行

#### 第六日(同六日) 營養改善運動日

- 一 營養料理試食會等の開催

- 二 無砂水、七分搗水の徹底
- 三 經濟營養食の獎勵

第七日(同七日) 寄生虫病豫防日

一 糞便検査並驅除の獎勵

第八日(同八日) トラホーム豫防日

一 不良照明、不良姿勢の改善

二 トラホーム豫防知識の普及

三 早期診断、早期治療の徹底

四 清潔の保持

五 手拭、洗面器等の患者専用勵行

第九日(同九日) 齲齒豫防日

一 齒牙及口腔の清潔保持の訓練

二 妊産婦及乳幼児の營養改善の徹底

三 早期治療の徹底

第十日(同十日) 公衆衛生道德日  
一 汽車、汽船、電車、劇場、映畫館、浴場、公衆便所、其他多衆集會場の清潔  
整頓  
二 塵芥、汚物、排水、汚水、煤煙等の處分に注意

- 三 唾痰の放吐を慎むこと
- 四 公園、運動場、綠地、街路樹の愛護
- 五 道路、河川等の清淨保持



鳥取縣婦人會 十周年

鳥取縣婦人會は意義深い紀元二千六百年の本  
年を以て創立第十周年を迎へ、去る四月二十一  
日鳥取市立高等女學校講堂に於て縣下各婦人會  
代表者、會員等約一千五百名出席の下に皇紀二  
千六百年奉祝・創立十周年記念大會を舉げたの  
であつた。

抑々婦人會の使命が家を齊へ子女を教へ、内  
助の效を致すべきにあることは今も昔も變り  
ないのであるが、その婦人が相互に修養を勵み  
て使命の達成を期するために婦人會を結成する

氣運となつたのは決して古いことではない。即  
ち明治以來の女子教育の發達と、大正時代の社  
會教育がその誘因と云ふべきであらう。尤も子  
安講とか觀音講、大師講や何々佛教婦人會と云  
ふやうな宗教中心の婦人團體は相當古くからあ  
り、都會方面には選舉權獲得、矯風、婦人開放  
愛國運動等の目標を掲げて婦人運動の一面とし  
て團體をなして活動するものはあるにはあつた  
が、大衆の家庭婦人の總てが部落町内に團體を  
結成して、やがて市町村、郡縣全國と系統的に  
團體行動をなすに至つたのは大正時代の終りか  
らの氣運であつたと云つてよい。即ち學校教育  
と社會教育の發達が必然的に家庭教育の發達を  
要求し、家庭教育の中心が父母特に母にあると  
ころから遂に婦人會の結成發達を促したのであ  
る。

本縣では昭和二年五月十八日付縣訓令で「婦  
人會設置に關する標準並市町村婦人會準則」が  
發せられて市町村婦人會の設置が一段と普及す  
ることとなり、歐洲戰後に於ける思想動搖、經

濟不振の對策としての教化總動員をして恒久化  
せしめる施設として昭和五年十二月二十六日  
付を以て家庭教育振興に關する文部省訓令が發  
せられ、其の指導精神が闡明せられて全國的運  
動となつたものであつて、縣下婦人會としては  
昭和三年頃より同五年に亘りて漸次各都市に婦  
人會が創立せられ、此の間縣婦人會設立の氣運  
が醸成せられて遂に昭和六年二月各都市婦人會  
幹部によつて縣婦人會創設協議會を催し、次で  
創立代議員會によつて役員會則等を決し、同年  
四月二十四日米子市に於て創立大會及び第一回  
大會を開催したのであつた。

爾後星霜十年間、唯さへ天恵に薄い本縣が重  
なる災害に苦み喘ぐ上に、第一次歐洲大戰後の  
餘弊が漸く地方に浸潤して思想は動搖し經濟は  
逼迫し、平和な農村も更生に苦しむ状態が現出  
し、殊に創立後間もなく滿洲事變が勃發し、國  
際聯盟の脱退と云ひ海軍々備制限條約の決裂と  
云ひ、躍進日本の前途に大きな試練を豫感せし  
めたのであつたが、次に起つた今事變は北支事

變より支那事變と擴大して、遂に皇國は偉大な  
 決意の下に八紘一宇東亞新秩序建設の聖業に  
 邁進してゐるのであるが、この間にあつて鳥取  
 縣婦人會は家を齊へ子女教育の任を全うし、進  
 んで婦人の力にまたるる社會的な活動にも應じ  
 つつ時局下婦人の任務を遂行しようとする念願  
 と活動とに認識が深められ、着々その信頼が加  
 はり、事變の進展と共に會の任務もいよく重  
 きを加へて今日に及んでゐるのである。

由來日本婦人は外温順愛敬の誠を竭し、内確  
 固たる志操を堅持して如何なる事變に處しても  
 自若としてその常を失はず、内を守り根本に培  
 ふて來たのである。そして婦人會は實にその使  
 命を全うせんことを目的とする結盟であ  
 る。

今や國運の前途愈々多事であり、國家の總力  
 を擧げて興亞の大業に邁進すべきとき、婦人會  
 亦十年の歴史を基礎として今後の躍進を期待し  
 てやまない次第である。

因に右十周年記念大會に於て行はれぬ鳥取縣

婦人會の「宣言申合」は左の通りであつた。

宣言申合

輝しき紀元二千六百年に當り本會は恰も創立  
 十周年を迎へました。茲に十年の業績を顧み  
 て、將來婦人會振興の方途を進めると共に、  
 此の時艱克服に對する決意を一層固くして其  
 の使命遂行に邁進し度いと存じます。

今や興亞の聖戰は四年を數へ、國家の總力  
 を擧げて其の目的の完遂に最善を盡しつつあ  
 る秋であります。故に私共日本婦人は此の際  
 倍々自肅自戒を加へ、協力一致堅忍持久以て  
 左記の事項を實行し大いに皇運を扶翼し奉る  
 ことを誓ひませう。

一 健全なる後繼國民の育成教養は興亞聖業の  
 目的達成に最も緊要なることを確認し、興國  
 の體制に則りて家庭を強化し、一層家庭教育  
 の振興を圖りませう。

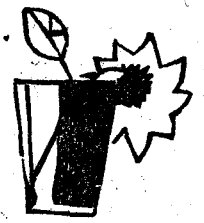
一 社會情勢の推移と戦時下國民生活の向上に  
 鑑み、一層婦徳を涵養し銃後家庭の淨化につ

とめませう。  
 一 物資の愛護は婦人の手に俟つこと多きを辨  
 へ、一層物の命を生かし消費を節約し、貯蓄  
 を勵行して生活の戦時體制化に努め、特に節  
 米報國の實を上げませう。  
 一 軍人援護事業の完遂は婦人の協力に俟つこ  
 と大なるを思ひ、一層これが認識をたかめ感  
 謝慰問援護に當りませう。  
 一 滿洲開拓は婦人の自覺とその進出に俟つこ  
 と多きを思ひ、一層之が實現に努力いたしま  
 せう。

x x x

空地利用の

一坪農場



戦時生活實踐の一方途として生活を勤勞化、  
 生産化し、食糧の充實確保並に節約貯蓄に資す

るため、縣では次の如き方法に依つて空地、  
 荒蕪地の耕作活用をなさしめることとなつた。

一 實施事項

- 1 各地方所在の荒蕪地、空地を各種團體  
 等の共同作業に依り耕作活用を圖ること
- 2 各家庭に於て宅地の利用に努め所謂一坪  
 農場を計畫すること
- 3 都市に於ても宅地、空地の活用を圖り  
 趣味と實益に資すること

二 實施上特に注意すべき事項

- 1 可及的速かに計畫を樹立し、五月より着  
 手し得るやう留意すること
- 2 栽培作物は雜穀、芋類、瓜類、蔬菜類等  
 主食副食物に充當 得るものを選ぶこと  
 各戸毎朝炊爨前竈の灰を取り之を利用す  
 ると共に、餘剩を溜めて各種團體の活動  
 に依り蒐集賣却等の方法を講ずること
- 3

x x x

五月一日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通  
寫眞週報第百十四號掲載内容

- 一 表紙 太陽の子
- 一 天皇陛下大本營海軍部行幸
- 一 蘭印素捕一和蘭本國の危機と共に世界注視の的となつてゐる蘭領印度とはどんな所であらうか
- 一 いよいよ賣出される報國債券
- 一 北支たより
- 一 英靈九段に神鎮まる一靖國神社臨時大祭第一日
- 一 健康増進運動一五月一日一十日
- 一 ○興亞の赤ちやんはまるまると一お母さんと人口營養
- 一 ○銃後は明るく健やかに一肺結核豫防と早期治療
- 一 海外通信
- 一 讀者のカメラ
- 一 讀物ハイジ
- 一 ○揚げられた課税範圍一新税法を覗く (下)
- 一 ○健康増進運動について
- 一 ○話題の國一バルカンの概況
- 一 ○陣中文藝一沈む墓標
- 一 ○法の常識一人事調停法の話 (中)
- 一 ○次代國民の育て方 (九)
- 一 ○海外小話
- 一 ○寫眞週報問答

○漫 畫

週報第百八十五號掲載内容

- 一 法人の税金はどう變つたか (大 藏 省)
- 一 結核に對する認識と實踐 (厚 生 省)
- 一 母と乳幼兒の体力向上 (厚 生 省)
- 一 外地の保健狀況と對策 (拓 務 省)
- 一 外貨獲得と農林水産物(下) (農 林 省)
- 一 抗日兩黨の摩擦 (外 務 省 情報部)
- 一 商業小組合制度 (商 工 省)
- 一 海軍病院の現状 (海軍省海軍軍事普及部)
- 一 特別奇稿 二千六百年史抄 (藥 池 寛)

昭和十五年五月三日印刷  
昭和十五年五月三日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町 縣  
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海 支所